

「議会基本条例第7条パブリックコメント」正副委員長案

●（対象）第3条

1 パブリックコメント手続きの対象は次に掲げるものとする。

（1）市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃

（2）市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

（3）前各号に定めるもののほか、特にパブリックコメント手続きを実施する必要があると議長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものはパブリックコメント手続きの対象としないものとする。

（1）軽微な変更

（2）他のパブリックコメントと同様の手続きで意見聴取されたもの

● 取扱い基準

1 次に掲げる要件を全て満たすものをパブリックコメントの対象として取り扱うものとする。

（1）2名以上の議員又は委員会の提出によるもの

（2）条文形式が整っていること

（3）法令との整合性があること

（4）市民に関係する政策・制度であること

（5）特定個人・団体への利益誘導に該当しないこと

（6）目的・背景・制度内容・合理的必要性が説明されていること

（7）一方的な主張に偏らず、論点整理がされていること

（8）市民に誤解、誤認を与える表現がないこと

2 前規定にかかわらず、次に掲げるものは取り扱わないものとする。

- (1) 思想、良心、信教、学問、集会、結社、若しくは表現の自由を損ねるおそれのある記載があるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのある記載があるもの
- (3) 特定個人又は団体に関して不当な言及と捉えられる記載があるもの
- (4) 議会運営委員会を取扱いを協議してから一年を経過していない、同趣旨の条例案で状況の変化が認められないもの
- (5) その他、議会運営委員会の協議において適当でないと決定したもの

3 議会の組織や運営に関する内容を内容とする条例については、1の規定にかかわらず、委員会又は議会の総意又は決定により取り扱うものとする。